

厚生年金保険法

障害厚生年金に係る加給年金額の対象拡大（法50条の2他）（平成23年4月1日施行）

(1) 加給要件（法50条の2第1項）

従来、障害基礎年金の加算は、受給権取得時に加算要件を満たす配偶者がいる場合に行われていたが、受給権取得後に結婚などにより加算要件を満たす場合においても加算が行われるようになった。

改正前	改正後
障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算する。	障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、 <u>受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときは</u> 、加給年金額を加算する。

(2) 加給年金額の増額改定（法50条の2第3項）

新たに増額改定に関する規定が設けられた。

新設条項
<u>3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。</u>

(3) 配偶者を有するに至ったときの届出（則47条の3）

新たに「配偶者を有するに至ったときの届出」の条項が設けられた。

新設条項
<u>（配偶者を有するに至ったときの届出）</u>
<u>第47条の3 1級又は2級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者は、配偶者（法第50条の2第3項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ）を有するに至ったときは、当該事実のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</u>
<u>一 受給権者の生年月日及び住所</u>
<u>二 基礎年金番号</u>
<u>三 障害厚生年金の年金証書の年金コード</u>
<u>四 配偶者の氏名及び生年月日</u>
<u>五 配偶者を有するに至った年月日及びその事由</u>

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二 配偶者が国民年金法施行規則第1条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類

平成 23 年度の年金額等（平成 23 年 4 月 1 日施行）

(1)平成 23 年度の年金額

①平成 23 年度の物価スライド率

平成 23 年度の物価スライド率は、平成 22 年の物価が、基準となる平成 17 年の物価と比べて-0.4%となったことから、0.981 となった。

なお、平成 23 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。

改正前	改正後
0.985	<u>0.981</u>

②平成 23 年度の年金額

(a)老齢厚生年金の加給年金額

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
配偶者	224,700 円×改定率	227,900 円	<u>227,000 円</u>
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	227,900 円	<u>227,000 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	75,900 円	<u>75,600 円</u>

(b)老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
昭 9. 4. 2 ～昭 15. 4. 1	33,200 円×改定率	33,600 円	33,500 円
昭 15. 4. 2～昭 16. 4. 1	66,300 円×改定率	67,300 円	67,000 円
昭 16. 4. 2～昭 17. 4. 1	99,500 円×改定率	101,000 円	100,600 円
昭 17. 4. 2～昭 18. 4. 1	132,600 円×改定率	134,600 円	134,000 円
昭 18. 4. 2～	165,800 円×改定率	168,100 円	167,500 円

(c)障害厚生年金の最低保障額

法定の額	物価スライド特例措置による額
------	----------------

	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
障害基礎年金 2 級の額 × 4 分の 3	594, 200 円	<u>591, 700 円</u>

(d) 障害厚生年金の加給年金額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
224, 700 円 × 改定率	227, 900 円	<u>227, 000 円</u>

(e) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
遺族基礎年金の基本額 × 4 分の 3	594, 200 円	<u>591, 700 円</u>

(2) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率（平 12 法附則 21 条）

平成 23 年度の従前額改定率は、0.986とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.993	<u>0.986</u>

(3) 在職老齢厚生年金

① 平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整額

平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整額は、46 万円とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
47 万円	<u>46 万円</u>

② 平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整変更額

平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整変更額は、46 万円とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
47 万円	<u>46 万円</u>

③ 障害手当金の最低保障額

平成 23 年度の障害手当金の最低保障額は、1, 153, 800 円となった。

平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
1, 162, 000 円	<u>1, 153, 800 円</u>